

対象	枚数	交付方法
<ul style="list-style-type: none"> 3歳未満の乳幼児を養育しており、里帰り出産等で本市に住民登録がない人や配偶者からの暴力を理由に避難している人 	最大250枚/人	申請月～滞在月数分を窓口交付
<ul style="list-style-type: none"> 常時紙おむつを使用している3歳未満の-身体障がい児(身体障害者手帳1級・2級) -知的障がい児(療育手帳A1・A2)を養育する人 	1回限り 最大50枚/人	申請月～3歳誕生月の分を配達(出生または転入の届を提出した翌月に交付するごみ袋とは別に配達)
<ul style="list-style-type: none"> 医師から常時紙おむつを使用する必要があると診断された人(下記の★2)に該当しない人) 常時ストーマ用装具を使用している人(下記の★3)に該当しない人) 常時腹膜透析をしている人 	年1回 年間最大100枚/人	申請月～10月の分を配達
<ul style="list-style-type: none"> 3歳未満の乳幼児を養育する人 	乳幼児1人につき 1回限り 最大250枚	出生または転入の届を提出した翌月に配達(出生届出時に窓口で10枚交付し、残りを翌月に配達)
<ul style="list-style-type: none"> おむつ等介護用品購入費の助成を受けている人(★2) 家族介護用品(紙おむつ等)の支給を受けている人(★2) 日常生活用具給付事業のうち排泄管理支援用具(ストーマ用装具・紙おむつ)の給付を受けている人(★3) 	年1回 年間最大100枚/人	毎年11月に翌年10月までの1年分を配達
<ul style="list-style-type: none"> 生活保護を受給している人 	年1回 年間最大60枚/世帯	

※この制度の対象は、市内居住で在宅の人に限りません。

常時紙おむつやストーマ用装具を使用している人、腹膜透析をしている人、などごみを減らすのが難しい人や生活保護世帯の人の負担軽減のため、指定有料ごみ袋の減免制度を設けています。

市指定有料ごみ袋減免制度のお知らせ



交付するごみ袋は、小さなサイズに限り変更することができます。

- ★1 申請が必要な人は、ごみ減量推進課(本庁舎4階)で手続きをしてください。
- ★2 長寿福祉課の事業
- ★3 障害福祉課の事業

☎ ごみ減量推進課 ☎537-5703

対象	補助率	限度額	申請条件
ごみステーションの設置	2/3 (注)	12万円	年間の申請件数は、設置と改修などを合わせて、自治会が管理するごみステーション総数の1/2以内 ※設置の場合は10年、改修は5年経過しないと再度の補助は受けられません。
ごみステーションの改修等	2/3 (注)	5万円	(注) 市域内過疎対策事業における対象地域については、補助率4/5を適用します。
かぶ被せネットまたはシートの購入	10/10	3,500円	年間の申請件数は、自治会の管理するごみステーション総数の1/3以内
被せネット等の支給	現物支給		

- ☎ 清掃業務課 ☎568-5763
- ☎ 東部清掃事業所 ☎523-0322
- ☎ 西部清掃事業所 ☎541-5473
- ☎ 大南支所 ☎574-7868
- ☎ 佐賀関支所 ☎575-1122

生ごみの減量に! 「家庭用生ごみ処理機器」の購入を補助します

機器本体購入額の3分の2(電動式は3万円、非電動式は1万5,000円が上限)を補助します。市内の販売店で購入後に申請してください。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

予算に限りがあるため、申請はお早めに!



自治会が管理するごみステーションの設置等に補助します

ごみステーションを管理する自治会(自治会長)が申請してください。工事着工前または購入前に申請する必要があります。

市ごみ減量・リサイクル推進イメージキャラクター
リサイクルン

日本の年間食品ロス量は

523
万吨

(3年度推計)

= 国民1人当たり毎日
お茶碗1杯分を
捨てている量



こんなに大量の食品ロスが...もったいない!
食卓のときは、「食べきり!おおいた3010運動」を呼び掛けてね

ポイント!

- 事前に参加者に飲み物や料理の好み(量など)の確認を
- 食べられる分だけ注文を!おいしい料理はみんなでシェア!
- 食事会などのはじめとおわりに「3010運動」の呼び掛け



もったいないを
減らす

食べきり!
おおいた
3010運動

食事会などのはじめの30分と、おわりの10分、料理を楽しむ食べ残しを減らす運動です。

☎ ごみ減量推進課 ☎537-5687

報償金の増額

これまで		6年度から	
活動月数	3,000円/月	活動月数	3,000円/月
紙・布・缶・びん類	5円/kg	紙・布類	5円/kg
廃食用油	10円/ℓ	缶類	7円/kg
		びん類	10円/kg
		廃食用油	20円/ℓ

対象

自治会、子ども会、その他の団体など、営利を目的とせず市で活動している団体

集団回収の流れ

- 市ホームページに記載の回収業者と回収する日時・場所等を協議する
- 団体登録申請書を市に提出(振込先の通帳が必要になります)
- 市から登録決定通知が届いたら、活動開始
- 回収を終えたら、回収業者から届く金額証明書をもとに報告書を作成し、市に提出(年3回)
- 団体の通帳に報償金を振込み



有価物集団回収運動に取り組み市民団体に、回収重量や活動月数に応じた報償金をお支払いしていただきます。6年度から、「缶類」「びん類」「廃食用油」の単価を増額します。

有価物集団回収報償金制度の単価を増額します

☎ ごみ減量推進課 ☎537-5687